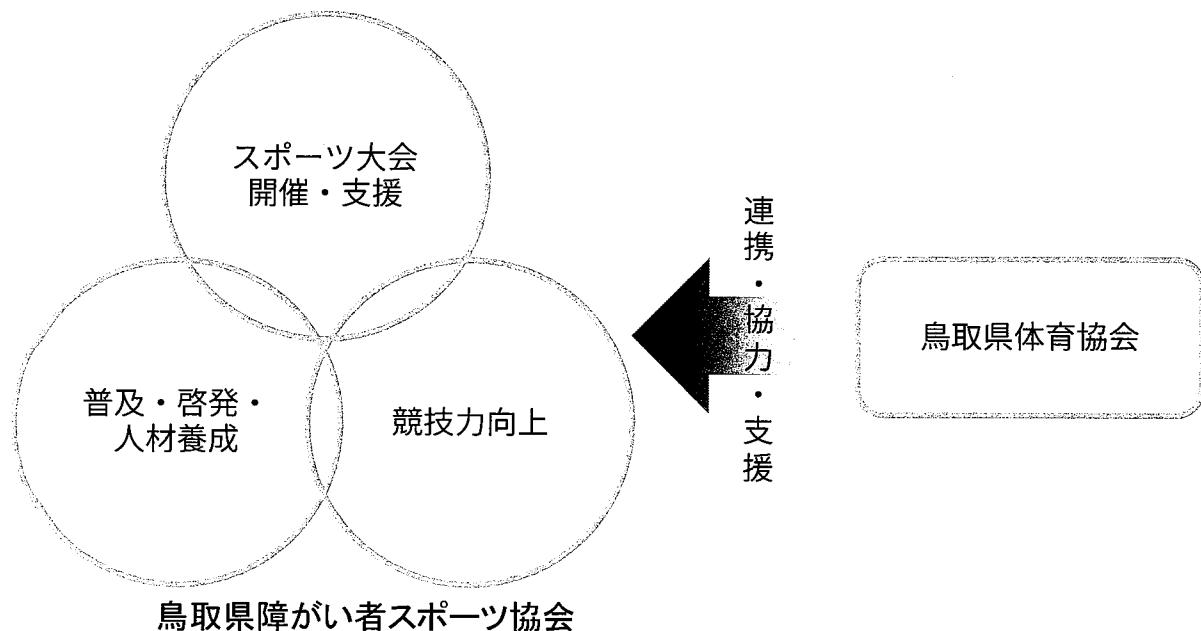


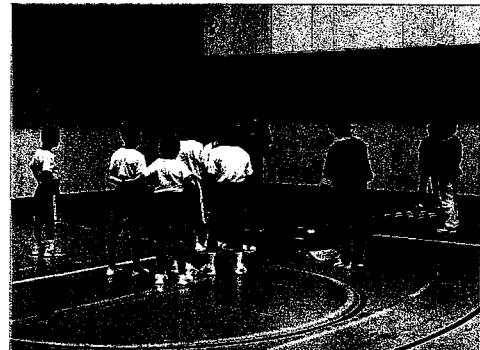
ウ 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携(再掲)

鳥取県障がい者スポーツ協会の下記の取り組みの3本柱について、連携・協力・支援していきます。



(ア) 障がいを理解した指導員の確保

職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し障がいを理解した指導者を確保するとともに、障がい者スポーツ指導員資格保有者に対する資質向上のための研修をおこないます。



障がい者スポーツ協会と連携した教室の運営

(イ) 障がい者スポーツ大会などの誘致推進

障がい者スポーツ大会の開催は、障害者のスポーツ参加の拡大、指導者やボランティアの養成・活用の上で重要な役割を担っています。

当館でも開催可能な障がい者スポーツ大会などの誘致を積極的に推進します。鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等に働きかけ、各種の競技やニュースポーツの大会などの誘致をおこないます。



当館で開催された風船バレーボール大会に審判員を派遣

●鳥取県内の障がい者スポーツ団体（鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体を記載）

鳥取県車椅子 バスケットボール協会	鳥取県身体障害者 アーチェリー協会	鳥取県障がい者 卓球協会	鳥取県グランドソフト ボール協会
鳥取県聴覚障害者 バレーボールクラブ	鳥取県障がい者 水泳協会	鳥取県障がい者フライ ングディスク協会	鳥取パラ陸上競技協会
鳥取県サウンド テーブルテニスクラブ	鳥取県障害者フット ベースボール協会	鳥取県スポーツ チャンバラ協会	鳥取県ふうせんバレー ボール協会
鳥取県障がい者 ボウリング協会	鳥取県障がい者 ソフトボール協会	鳥取県精神障がい者 バレーボール協会	鳥取県ソーシャル フットボール協会
鳥取県FID バスケットボール連盟	鳥取県卓球バレー協会		

工 競技用具の整備

障がい者と障がいのない人が一緒におこなうスポーツ活動を推進するため、フライングディスク、卓球バレー、風船バレーなどの障がい者と障がいのない人が一緒にになっておこなえるスポーツの競技用具を整備します。

オ 障がい者、要介護者等、特定医療費(指定難病)医療受給者の施設利用料の減免

障がい者のスポーツ参加を促進するため、施設利用料を推進します。

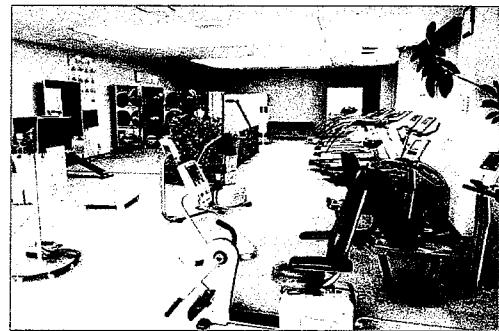
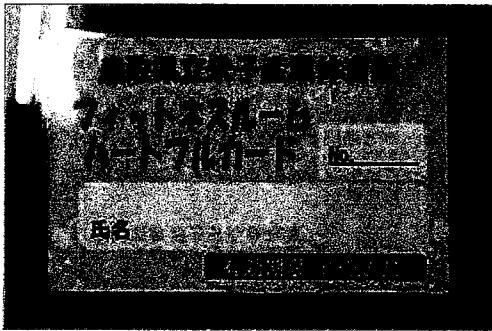
(ア) 施設利用料(フィットネスルーム利用料を除く)の減免実績

年度	減免金額
平成 26 年度	51,650 円
平成 27 年度	110,300 円
平成 28 年度	38,380 円
平成 29 年度	85,830 円
計	286,160 円

(イ) フィットネスルーム利用料の減免(再掲)

フィットネスルームを誰でも安心して利用していただくため、利用料金を減免しフィットネスルームハートフルカードを発行します。

- a 70歳以上の利用者
- b 障がい者
- c 要介護者等
- d 特定医療費(指定難病)医療受給者



ハートフルカード利用者減免実績（再掲）

年度	料金合計額
平成26年度	964,800円
平成27年度	1,579,700円
平成28年度	1,457,400円
平成29年度	1,603,300円

力 障がい者スポーツに関する情報提供

館内に情報コーナーを作成し、障がい者スポーツ関連の情報誌等を設置することにより、当館をご利用になるお客様に広く障がい者スポーツへの理解とスポーツに気軽に参加できる環境づくりをしていきます。



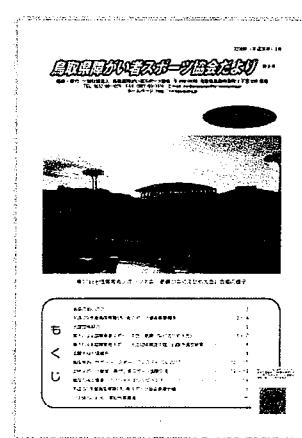
2018ジャパンパラヴィルチェアーラグビー競技大会
2018ジャパンパラ陸上競技大会

障がい者スポーツの情報誌

キ 障がい者スポーツの普及と啓発

障がい者スポーツの普及と啓発のため、鳥取県障がい者スポーツ協会等の障がい者スポーツ団体が開催する体験会やイベント等の啓発活動を積極的におこなっています

該当団体からのポスター掲示やチラシの配布協力などがあれば、館内に掲示するなどして、障がい者スポーツの普及に少しでも協力できる体制をとります。



障がい者スポーツ協会だより



パラ陸上競技体験会のチラシ

9 組織及び職員の配置等

組織及び職員の配置等については、県及び関係者等で相互に連携して課題解決に向けた基本的な考え方を整理し、本施設を通じて活力に満ちた地域社会を目指すため、採用・教育・教育研修および組織化に取り組んでいきます。

(1) 管理運営の組織

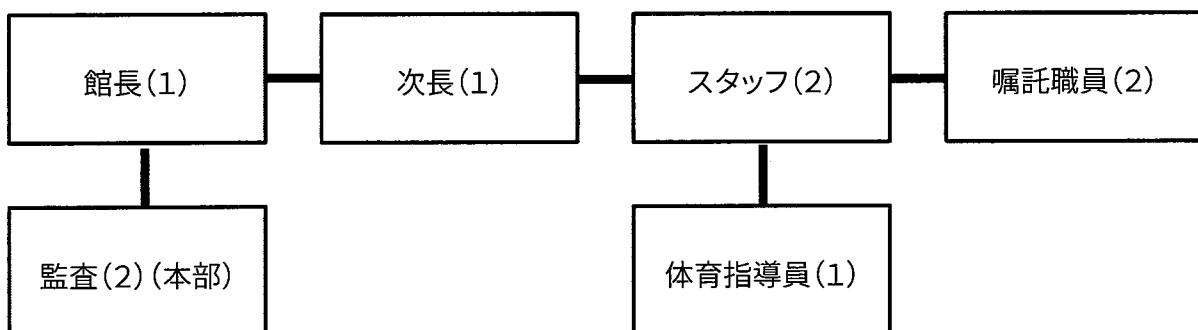
① 責任者の配置

施設の管理統括責任者として館長 1 名を配置します。館長は鳥取県立米子産業体育館運営管理の最高責任者として、施設管理および運営全般、鳥取県のスポーツと産業の普及振興を推進するための見識が深く、調整力に優れた者を配置します。また、管理運営責任者として次長を 1 名配置します。次長は館長を補佐し、館長不在時には館長の職務を代理します。

② 業務を熟知した職員の配置

お客様が常に快適で安全にご利用いただけるように、維持管理・経理を担当するスタッフ 1 名、経理補佐・事業・教室指導を担当するスタッフ 1 名、広報・事業補佐・体育指導を担当するスタッフ 1 名、受付・事業補佐・体育指導を担当する嘱託職員 2 名の計 5 名の常勤職員を配置します。また、救命講習は全常勤職員が修了することとします。

そのほか、事務補佐のパート 2 名、夜間の施設管理補助職員 2 名を配置し、受付事務は夜間の施設管理補助職員を除く、全職員で対応します。これらの職員の配置により、合計 11 名で鳥取県立米子産業体育館の管理運営業務をおこないます。



③ スポーツ施設に特化した職員体制

鳥取県立米子産業体育館はスポーツに特化した施設であることから、各競技の有資格者・有段者を配置します。スポーツならではの施設・設備が多く、専門的な知識が求められるところから、大規模体育館ならではの高い専門性を有し、指導力に秀でた職員を配置します。

さらに、体育施設管理士などの体育施設管理に必要な技能を身につけた職員を配置することで、お客さまにより安全・安心して施設を利用いただけるようにします。

また、現在の職員の継続雇用を原則として、次期指定管理期間もスムーズな運営ができるようにします。

- 1 体育施設管理士を必ず配置します。
- 2 スポーツに特化した施設であるため、スポーツの有資格者を配置します。
- 3 現在の職員の継続雇用を原則とします。

(2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	1日の勤務時間	月勤務日数	担当する業務内容	現在の施設職員の継続雇用の可否
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者	可
次長	常勤	8時間	21日	設備管理・危険物取扱・事務、体育指導	可
スタッフ1	常勤	8時間	21日	経理・受付	可
スタッフ2	常勤	8時間	21日	事務・教室指導	可
体育指導員	常勤	8時間	21日	体育指導・受付	可
嘱託職員	常勤	8時間	21日	体育指導・受付	可
嘱託職員	常勤	8時間	21日	体育指導・受付	可
事務補助スタッフ	臨時	4時間	6日	事務補助・受付	可
事務補助スタッフ	臨時	4時間	6日	事務補助・受付	可
夜間スタッフ	臨時	5時間	15日	夜間管理・受付	可
夜間スタッフ	臨時	5時間	15日	夜間管理・受付	可
計	11名				

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

わたしたちは、「人材は財産」を基本的な考え方としています。「県民の体力向上およびスポーツ精神の高揚」の実現に向けて、職員一人ひとりがいきいきと、やりがいをもって働き、もてる力を最大限発揮できる職場をめざします。

1 性別・年齢・障がいの有無などによる差別をしない「人物本位の採用」

2 個々の能力を活かすための「適材適所の人材配置」

3 個々の役割と成果に応じた「適格な待遇」

また、今日では、心身の健康問題を抱える人も少なくありません。毎日を健康で、楽しく、やりがいをもって働いていくうえで、メンタルヘルスの大切さは誰もが認めるところです。わたしたちは、ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果、好循環）を実現するためにも、時間外労働の削減と有給休暇の取得を促進し、積極的に働き方改革をすすめています。

留意事項（募集要項記載）

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

（4）日常の職員配置

勤務のローテーションは、労働基準法などの関係法令を遵守し、適正な職員配置をおこないます。なお、館長不在の場合に事故や事件災害などが発生した場合には緊急連絡網を使用し、館長ならびに本会事務局担当者に連絡・報告し、一次対応が遅れないようにします。

① 標準的な職員配置の考え方

- ・施設管理者として原則的に館長を事務室に配置。（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとります。）
- ・会計事務に精通した職員を事務室に常時配置。
- ・受付に常時 1 名を配置
- ・体育指導ができる職員を配置
- ・体育館冷暖房機運転時機械室に有資格者を配置
- ・仕様書に従い、法令等により配置が義務づけられている技術者として、次の資格を有する者を 1 名以上配置します。

- ア 防火管理者（常勤職員）
- イ ボイラー技師（常勤職員）
- ウ 危険物取扱者（常勤職員）
- エ 電気主任技術者（常勤職員・委託可）

日の勤務シフトの例

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
館長								受付・事務								
次長												機械監視(機械室)				
スタッフ1								受付・事務								
スタッフ2									公休							
体育指導員				教室			受付・事務			教室						
嘱託職員1								受付			教室		受付			
嘱託職員2								公休								
事務補助 スタッフ1				受付・事務												
事務補助 スタッフ2																
夜間 スタッフ1													巡回			
夜間 スタッフ2																

一週間の勤務ローテーション例

職名	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	休	A	A	休	A	A
次長	休	A	A	A	C	休	A
スタッフ1	C	休	A	休	A	A	C
スタッフ2	A	C	休	A	休	A	A
体育指導員	B	C	休	B	A	C	休
嘱託職員	B	A	C	休	B	休	A
嘱託職員	C	休	A	A	C	休	A
事務補助スタッフ	●	休	休	休	休	休	休
事務補助スタッフ	休	●	休	休	休	休	休
夜間スタッフ	休	D	休	D	休	D	休
夜間スタッフ	D	休	D	休	D	休	D

A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 C 13:30~22:15

● 8:30~12:30 D 17:00~22

② 嘱託職員および非常勤職員の労働条件

労働条件は公益財団法人鳥取県体育協会職員就業規則および嘱託職員就業規則、ならびに労働基準法が定めるところによります。

条件種別	嘱託職員	非常勤職員
業務の内容	施設管理業務	受付、事務処理
契約期間	4月1日～翌年3月31日 同一年度内に限る ※継続はしない	4月1日～翌年3月31日 ※契約の更新はしない
始業、終業時刻	8時30分～22時15分	8時30分～12時30分または 17時15分～22時15分
休憩時間	45分	無
時間外労働	有	無
変形労働時間制、交代制等の場合の勤務時間等	1週間あたり40時間以内の勤務で、早番、遅番の交代制勤務（土・日含む）	無
休日	4週間を通じ8日間、年末年始	無
年次有給休暇	年16日	規定による
その他の休暇	病気休暇・特別休暇（有給）・介護休暇（無給）	無
基本賃金	月額	時間給（850円）
退職金規定	無	無
社会保険の加入	有	無
雇用保険の適用	有	無
就業規則	有	無

(5) 人材育成

県民（お客さま）の皆様の信頼にこたえるため、鳥取県の将来ビジョンで示された「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」に沿い、本会職員は、職場外研修・職場研修・自己啓発支援を実施し県民サービスの向上に取り組んでいきます。

① 研修基本方針

県民のニーズに的確に応え、優れた施設サービスを提供していくとともに、職員が、職務遂行を通じた達成感の高揚や自己実現をはかるため、職員研修の目標を以下のように設定し、効果的な研修（職場外研修・職場研修・自己啓発支援）を実施していきます。

そして、法令の遵守、服務規律の徹底などのコンプライアンス向上に向けた取り組みを継続するとともに、県民本位の姿勢で誠実に職務を遂行することにより、県民（お客さま）の皆様の信頼にこたえていきます。

② 研修計画

すべての県民に平等、公平に気持ちよく施設を使用していただくため、わたしたちは体育協会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用し、階層別・職別研修を体系的に実施していきます。

また、各施設においてもさらに良質なサービスが提供でき、職員の資質向上となるよう研修会や講習会に積極的に参加します。

ア OJT(職場内研修)

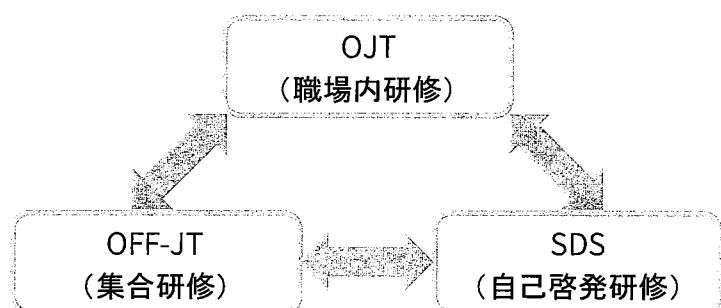
職場で上司などから実際の仕事をつうじて計画的・意図的に実施される個別指導。

イ OFF - JT(集合研修)

職場を離れて本会事務局等で開催され、知識や技能向上のために集中的に実施される研修。

ウ SDS(自己啓発研修)

個人が必要とする知識や技能を自ら進んで学ぶシステム。



【全職員研修】（5項目）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、全てのお客さまに対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT
人権研修	・差別なき社会の構築のため、人権集会及び県の研修、地域の小座談会等への参加による人権意識の高揚	外部・内部	OFF-JT OJT
環境問題研修	・循環型社会の構築能力の習得	外部・内部	OFF-JT OJT
救急法・応急手当講習会	・万一の事故に備え、救急法の技術向上、知識の習得のための研修	職員 (応急手当指導員)	OFF-JT

【初、中堅スタッフ必須研修】（対象：スタッフ、体育指導員、嘱託職員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
接遇研修	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得	外部	OFF-JT
規定・規則の理解	・体育協会規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
基礎事務研修	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得	職員	OJT
普通救命講習 (AED取扱含)	・応急手当、怪我等万一の事故への対応力の習得	職員（応急手当指導員）	OJT OFF-JT
防犯・危機管理研修	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応	職員 外部	OJT OFF-JT
個人情報保護法に関する研修	・個人情報保護規定の理解	事務局	OFF-JT

【管理職研修】（対象：館長、次長、スタッフ、体育指導員）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
法令遵守研修	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修	事務局	OFF-JT
改正規定、規則の理解	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解	事務局	OFF-JT
メンタルヘルス対策研修	・安全配慮義務を理解と業務によるストレスの排除、対処方法の習得	外部	OFF-JT
リーダーシップ研修	・スタッフの魅力を最大限活用する研修 ・モチベーション維持のための研修	外部	OFF-JT

【経理・福利厚生担当者研修】（対象：担当者）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
経理研修	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設経理の習得	事務局 施設	OFF-JT OJT
社会保険実務研修	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得	外部	OJT OFF-JT

【指導員研修】（対象：体育指導員、スタッフ等）

研修項目	研修内容	講師	研修形態
安全監視研修	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法	職員	OJT
衛生管理と機器メンテナンス	・日常清掃作業基準と実施方法	職員	OJT
指導員資格取得支援	・日本スポーツ協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援	研修および受講	OFF-JT
蘇生法・救急法	・心肺蘇生法（AED取扱含） ・応急手当等の知識・技術の習得	職員 (応急手当指導員)	OJT OFF-JT

●年間研修計画一覧			
月	研修項目	研修対象	研修内容
4	規定・規則の理解	初、中堅スタッフ	・体育協会規定、就業規則の理解
	接遇研修	全職員	・応接技術だけでなく、全ての利用者に対する心のバリアフリーを習得
	経理研修	経理・福利厚生担当者	・体育施設共通の経理の習得研修 ・施設の特徴を踏まえた施設管理の習得
	衛生管理と機器メンテナンス	指導員	・日常清掃作業基準と実施方法
	基礎事務研修	初、中堅スタッフ	・受付、予約システム、利用料の取扱の習得
5	改正規定、規則の理解	管理職	・改正された体育協会諸規定、就業規則の理解
	普通救命講習(AED取扱含)	全職員	・応急手当、怪我等万一の対応力の習得
	社会保険実務研修	経理・福利厚生担当者	・給付内容の理解 ・手続き方法の習得
	安全監視研修	指導員	・事故を未然に防ぐ方法等 ・利用者に対するアプローチ法
6	法令順守研修	管理職	・個人情報研修 ・労働関係法規研修 ・運営に必要な法規研修
	防犯・危機管理研修	初、中堅スタッフ	・消防計画の理解（実際の避難経路の確認、消防設備の理解） ・不審者対応
6 11	人権研修	全職員	・人権集会及び研修会、小座談会等への参加を通した人権意識の高揚
7	救急法・応急手当	全職員	・救急法の技術の向上、知識の習得
8	個人情報保護法に関わる研修	初、中堅スタッフ	・個人情報保護規定理解
9	リーダーシップ研修	管理職	・スタッフの魅力の最大限の活用 ・モチベーションの維持
	蘇生法・救急法	指導員	・心肺蘇生法（AED取扱含） ・応急手当の知識・技術の習得
10	メンタルヘルス対策研修	管理職	・安全配慮義務の理解と業務によるストレスの排除及び対処法の習得
11	環境問題研修	全職員	・環境型社会の構築能力の習得
隨時	指導員資格取得支援	指導員	・日本体育協会公認スポーツ指導員資格取得など各種スポーツに関する資格取得支援
【研修対象】			
初、中堅スタッフ…スタッフ、体育指導員、嘱託職員 管理職…館長、次長、スタッフ、体育指導員 経理・福利厚生担当者…担当者／指導員…体育指導員、スタッフ等			

●平成29年度研修実績

月日	参加研修・講習名
5月21日	ふうせんバレー ボール審判講習会
6月7日	中長期保全計画説明会
7月5日	鳥取県公社・事業団互助会研修
7月13日	労働セミナー（ほうう・れん・そうで築く職場のコミュニケーション）
7月25日	不当要求行為に対する研修
8月19日、20日	初級障がい者スポーツ指導員講習会
8月31日	消防総合訓練、防災教育
9月4日	不審者対応訓練
9月11日	自死予防ゲートキーパー研修
11月1日	アラート全国一斉情報伝達訓練
11月14日	すがろくトーク（世界人権宣言） 人権研修
11月18日	鳥インフルエンザに対する危機管理研修
1月26日	人権・同和問題講演会 人権研修
1月27日	倉吉市部落解放文化祭 人権研修
2月9日	小地域福祉活動推進研修会
2月18日	消防訓練・AED講習
2月21日	「ハラスメントのない職場づくり」

10 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を、施設の業務実施状況、利用者の利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の收支状況などをおこなうために必要な人員及び財政的基礎づくりに取り組んでいきます。

日付	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況	対応状況
	特になし	特になし

●指定管理者が遵守すべき主な憲法・法律・条例・計画・マニュアル等

日本国憲法／消防法／電気事業法／水道法／建築基準法／鳥取県の将来ビジョン
建築物における衛生的環境の確保に関する法律／労働安全衛生法／健康保険法
育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／雇用保険法／労働基準法／労働組合法
職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法／暴力団排除条例／労働者災害補償保険法
浄化槽法／大気汚染防止法／水質汚濁防止法／厚生年金保険法
個人情報の保護に関する法律／障害者基本法／社会福祉法／鳥取県手話言語条例
スポーツ基本法／第2期スポーツ基本計画／鳥取県スポーツ推進計画
障害者差別解消法／環境基本法／エネルギーの使用的合理化に関する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律／地方自治法／公共サービス基本法
「人権尊重の県」宣言／鳥取県人権尊重の社会づくり条例／鳥取県情報公開条例
県が管理する建物に関する防火規程／鳥取県福祉のまちづくり条例
子育て王国とつくり条例／鳥取県地球温暖化対策条例／鳥取県公害防止条例
鳥取青少年健全育成条例／鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
鳥取県環境基本計画／鳥取県環境教育等行動計画／鳥取県分別収集促進計画
鳥取県男女共同参画計画／県犯罪のないまちづくり推進計画と指針
鳥取県教育振興基本計画／ようこそようこそ鳥取県運動取組指針
鳥取県経済再生成長戦略／鳥取県地域産業活性化基本計画
鳥取県営体育施設の設置及び管理に関する条例／鳥取県行政手続条例
鳥取県地域防災計画／鳥取県国民保護計画／ようこそようこそ鳥取県観光条例
鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律／武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
米子市地域防災計画 等

(1) コンプライアンス方針・社会的責任への取り組み

① 社会的責任

指定管理者制度においても違法行為や反社会的行為をおこなって信頼を失い、事業が実施できなくなるケースが頻発しています。

激変する社会の中、鳥取県立施設の管理代行者として、法令遵守はもとより、運営に携わる職員一人ひとりが、課せられた職責を深く自覚し、高い倫理観にもとづいた行動をとることが求められています

わたしたちは、すべての鳥取県民と共に、事業をおこなうにあたり、高い倫理意識を持つて、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます

② 法令遵守体制

ア 各種法律・条例を遵守します

指定管理者は行政の代行者としての自覚を持ち、条例・法律ほか、関連の法令を遵守することをお約束します。

●各種法律・条例

日本国憲法	スポーツ基本法	地方自治法	労働基準法	消防法
労働安全衛生法	環境基本法	職業安定法	省エネ法	個人情報保護法
健康増進法	体育施設条例	などその他		

イ コンプライアンスに関わる姿勢の明確化

わたしたちは下記のとおり、コンプライアンスに係る行動指針を明確化し、当館の管理運営をおこないます。

コンプライアンスに係る行動指針

- 1 わたしたちは法律や良識に反することは決しておこないません
- 2 わたしたちはその行動が正しいかを考えてから行動します
- 3 わたしたちは社会から誤解や不名誉な評価をうけることの無いよう正しい判断と節度ある行動につとめます
- 4 わたしたちは業務上の危険を予知し、業務を安全に遂行します

ウ 鳥取県の予算、決算および金銭会計規則に準じた取扱いの徹底

経理処理に関する業務をおこなうにあたっては、鳥取県が定める会計規則などに準じた処理方法を遵守します。

わたしたちは、鳥取県の各地域で指定管理業務を受託しており、その業務の中で培った会計ルールの考え方を基本に、適切な処理基準にのっとった金銭管理に取り組んでいきます。

工 経理帳簿の整備および運用

本施設に適した経理帳簿の整備をおこない、適切な金銭管理がおこなわれていることに最善をつくします。以下の5原則にもとづき鳥取県との協議により経理規定を設け、人的な不正が起り得ない管理体制を構築します。

帳簿整理の5原則

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 相互確認の原則 | 2 領収書授受の原則 | 3 ダブルチェックの原則 |
| 4 帳外現金禁止の原則 | 5 金銭在高確認の原則 | |

オ 本部による会計監査および内部統制の実施

本部による各施設への会計監査および内部統制をおこないます。

監査では、棚卸の調査・固定資産の調査・適正な経理帳簿の運用を確認し、不正な経理処理がおこなわれていないかの内部監査に取り組んでいきます。

カ 未然防止・再発防止への取組

わたしたちは、鳥取県の各地域の人々と共に事業をおこなっていくため、不祥事の未然防止・再発防止のために高い倫理意識を持って、指定管理者としての社会的責任を全うできるように取り組んでいきます。

不祥事の未然防止のための対応策として、不正のトライアングル（米国の犯罪学者ドナルド・R・クレッサーの仮説）である「動機」「機会」「正当化」の発生を防止するための対応策をおこないます。また、不祥事が起こった場合には、PDCAサイクルを実践することで改善策を策定し、再発防止に取り組みます。

不祥事防止策の例

- 1 本会内のルールの策定・周知、ルールの重要性の認識の徹底（「機会」及び「正当化」の防止）
- 2 不祥事がもたらす影響・処分等の周知（「正当化」の防止）
- 3 倫理研修の実施・充実（「正当化」の防止）
- 4 職員の業務状況の管理（過度なプレッシャーをかけない、プロセスを評価する等（「動機」の防止）

再発防止のための取組

- 1 問題事象（不祥事）の原因分析
- 2 原因分析に基づく改善策の策定（Plan）
- 3 改善策の実行（Do）
- 4 改善策の進捗状況に関するモニタリング（Check）
- 5 （改善策の進捗が不十分である場合の）改善策の見直し（Action）

11 委託、工事の発注予定

委託、工事請負の発注予定は、一般競争入札は受注機会の均等、経済的・効率的な予算執行を原則とし、県内業者等の健全な育成も考慮し、適正な競争性の確保に取り組んでいきます。なお暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者等については排除いたします。

種別	内容	期間	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する理由
清掃	清掃業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県内業者	指名競争入札	
機械設備	冷温水機保守点検業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が営業所（広島市）
機械設備	空調用自動制御機器保守点検業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が本社（松江市）
消防設備	消防設備保守点検業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県内業者	指名競争入札	
警備	警備業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が本社（松江市）
エレベーター保守	エレベーター保守点検業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県外業者	随意契約	営業区域が鳥取県での契約権限が支店（広島市）
自家用電気工作物	自家用電気工作物保安管理業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県外業者	指名競争入札	営業区域が鳥取県での契約権限が本部（広島市）
自動扉(DC-4型)	自動扉保守点検業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県内業者	随意契約	
自動扉(DSN-60N型)	自動扉保守点検業務	平成31年4月1日～平成36年3月31日	県外業者	随意契約	営業区域が鳥取県での契約権限が営業所（松江市）

12 法人等の社会的責任の遂行状況

本協会は、社会に貢献することを団体の理念に掲げ、地域に密着した貢献活動をおこなっています。具体的な内容については、①社会的貢献②経済的貢献③環境的貢献の3本柱を掲げ貢献活動に取り組んでいきます。

留意事項（募集要項記載）

指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、
 法定雇用率を達成している。
(状況報告書の写し添付)
 法定雇用率を達成していない。

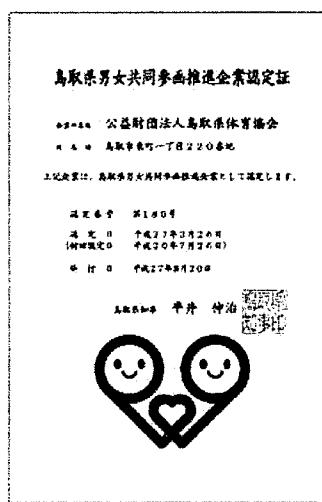
障害者雇用状況報告書

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
(認定書の写し添付)
 男女共同参画推進企業に認定されていない。

●現認定証の認定日

企業の名称 公益財団法人鳥取県体育協会
認定日 平成27年3月26日
(初回認定日 平成20年7月26日)
発効日 平成27年8月20日



男女共同参画推進企業認定証

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001 又は TEAS Ⅰ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証の写し添付)
- 認証登録されていない。

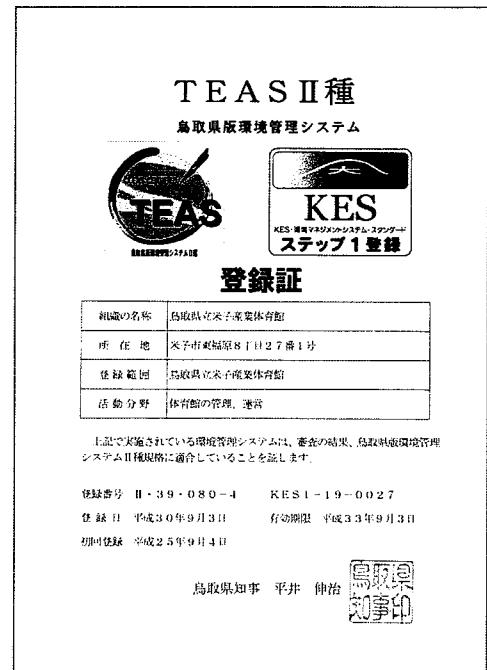
●現登録証の登録日

組織の名称 鳥取県立米子産業体育館

登録日 平成30年9月3日

(初回登録日 平成25年9月4日)

有効期限 平成33年9月3日



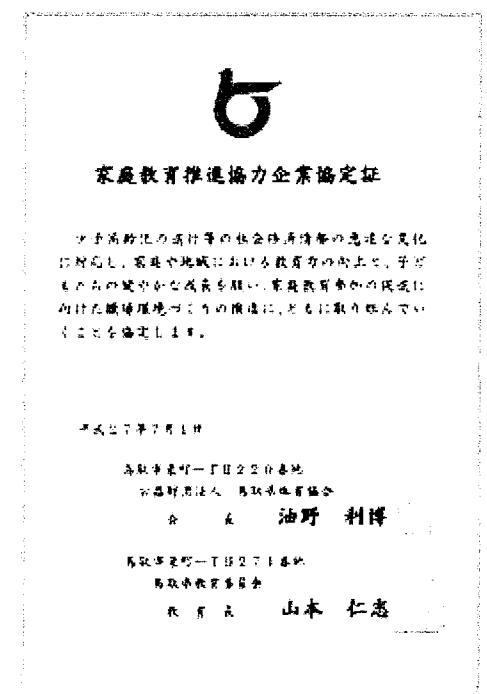
TEAS II種登録証

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結している。（協定書の写し添付）
- 家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

●現認定証の記載日

認定証記載日 平成27年7月1日



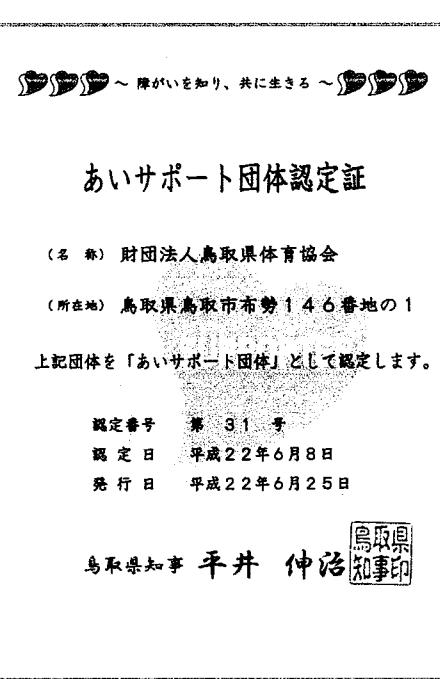
家庭教育推進協力企業認定証

(5) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写し添付)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

●現認定証の認定日

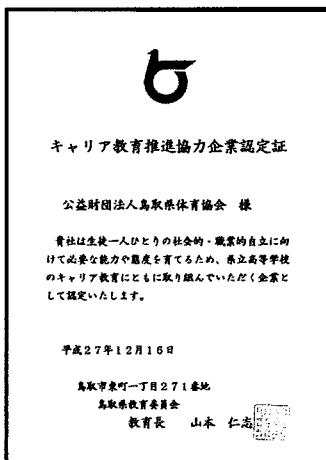
名称 財団法人鳥取県体育協会
 (平成22年当時)
 認定番号 第31号
 認定日 平成22年6月8日
 発効日 平成22年6月25日



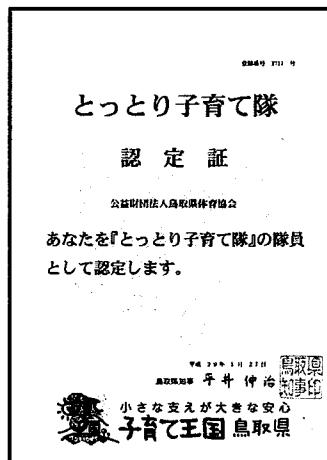
あいサポート団体認定証(鳥取県体育協会)

(6) その他の認定

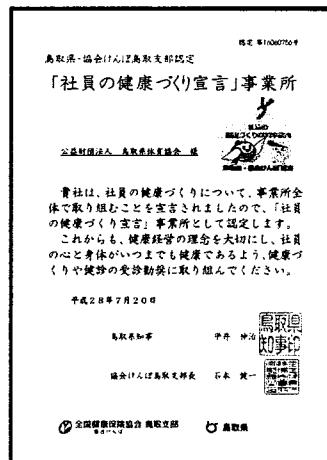
本会のその他の社会的責任遂行の取り組みとして、鳥取県等への協力や支援をおこなうことで下記の認定を受けています。



キャリア教育推進協力企業認定証



とっとり子育て隊認定証



「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

① キャリア教育推進協力企業認定証

高等学校におけるキャリア教育の充実に向けて、「鳥取県キャリア教育推進協力企業」として、鳥取県教育委員会と協定を結び、各県立高等学校の取り組みを支援することで鳥取県のキャリア教育の一層の推進を図っています。

② とっとり子育て隊認定証

子どもを安心して産み育てられる社会を実現し、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域みんなで子育てを支えあう「とっとり子育て隊」として登録し、子育て家庭にやさしい職場環境の整備をすることで子育て中の人を応援します。

③ 「社員の健康づくり宣言」事業所認定証

職員が心身ともに元気に働くことにより、リスクマネジメント、業務効率の向上、モチベーション向上等を図ることにより、県民のみなさまによりよいサービス提供ができるようにしていきます。



「社員の健康づくり宣言事業所」認定ロゴマーク

13 その他

(1) 管理業務の移行計画

組織運営体制は現行体制で確保しているので、引き続き指定管理者制度に管理業務を移行するにあたって、初心に帰り接遇等の研修をおこない、職員の資質をさらに向上させ施設運営にのぞみます。

(2) その他

① 指定期間 5 年間の事業展開

2020 年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機として、関連する国内外の合宿を積極的に誘致するとともに、ライフステージに応じた運動機会の提供をすすめます。

年度（西暦）	国等の大会・イベント等	米子産業体育館のイベント
平成31年度（2019年）		
平成32年度（2020年）	東京オリンピック・ パラリンピック開催	事前キャンプ誘致（予定）
平成33年度（2021年）	関西ワールドマスターズゲームズ 開催	
平成34年度（2022年）		
平成35年度（2023年）	ねんりんピック開催	ねんりんピック開催（予定）

平成31年度～33年度

- 国内外からの合宿誘致
- 各競技団体と協力し生涯スポーツとしての練習環境づくり
- ライフステージに応じた運動プログラムの提供

平成34年度～35年度

- スポーツを中心とした地域との連携
- 新規スポーツ教室計画
- 子どもたちに夢や希望を与えるため、スポーツ振興基金を活用し、オリンピック選手などのトップアスリートを招へいしたイベントの実施
- eスポーツ大会、産業用ドローン講習会等の実施に向けての研究

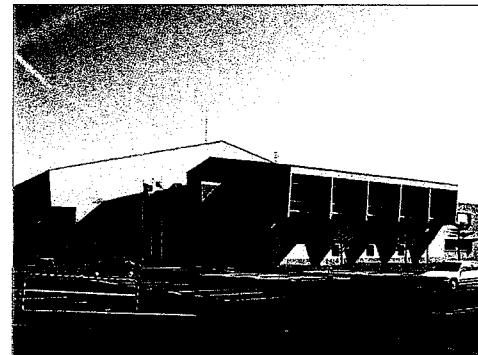
② ネーミングライツ(命名権)の提案

次期指定管理期間には、ネーミングライツ（命名権）の導入及びネーミングライツを活用した取り組みについて提案します。「ネーミングライツに係る申出書（様式6）」での提案はおこないませんが、指定管理者として決定後、改めてネーミングライツ事業者を公募します。

ア 県民、米子産業体育館利用のお客さまへの周知と理解

ネーミングライツを公募するにあたって、事前に県民（地域住民）や当館をご利用いただいているお客さまへの周知と理解をいただくことが必要です。

そのため、本会ではネーミングライツを公募することを事前に周知し、当館ご利用のお客さまにも選定委員の一員となってご意見をいただく必要があると考えています。



ネーミングライツによる名称変更への理解

イ ネーミングライツの公募

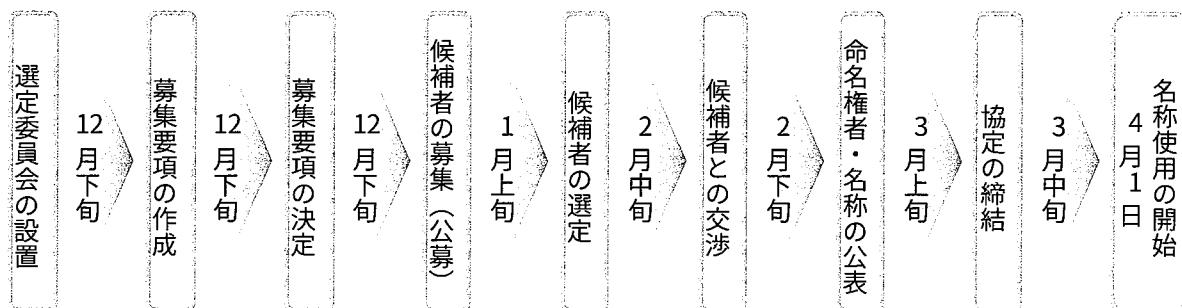
本会が公益法人という立場であることから、事業者の選定は公平性を保つために募集要項を作成し、募集要項にしたがって公募により命名権者を選定します。

また、指定管理者応募に合わせた提案では公募の期間が短く、より多くのネーミングライツ事業者を募集するため、本会が指定管理者として決定したのちに改めて募集します。

ウ 命名権者の選定

当館ネーミングライツ命名権者の選定は、本会に選定委員会を設置し、応募金額及び施設名称、公平性等を総合的に判断して候補者を選定したうえで、命名権者を適切に決定します。

●ネーミングライツ決定までの流れ（案）



●審査基準（案）

審査項目	審査基準	配点
名称案	県民・施設利用のお客さまにとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設の設置目的やイメージとの整合性	20
ネーミングライツ料/年	応募金額の妥当性、相対評価	40
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性、ネーミングライツ料の支払い能力	20
地域貢献等その他	地域貢献や産業・スポーツの振興等に対する理念、活動実績および計画	20
	合計	100

エ ネーミングライツを活用した取り組み

ネーミングライツの活用により、愛称による施設の新たな魅力向上や自治体の指定管理料の負担軽減が期待されます。また、鳥取県への貢献や地域の活性化、子どもたちへの支援、トップアスリートを招へいしたスポーツ教室等の開催、地域イベントなどへの施設の提供などの支援が可能になると考えられます。

●考えられる施設所有者のメリット

施設管理費負担の軽減	・ネーミングライツで得られた収入による施設の維持管理費や改修費用等の負担の軽減が見込める。
スポンサーとの協働	・スポンサーとの協働によるサービスの向上が図れる。 ・スポンサーから施設の有効活用の提案を受ける。
新たな魅力の創出	・県民に親しまれる愛称の付与による施設の新たな魅力の創出が図れる。

●考えられるスポンサーメリット

PR効果	・企業名・商品名等を冠した愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、当館ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用できる。
社会貢献活動	・民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高め、県民サービスの向上に貢献できる。 ・施設で開催されるイベントに子どもたちを招待することなどにより、地域の活性化に貢献できる。
命名権者のイメージアップ	・命名権者のホームページ等にネーミングライツパートナーとして、地域の活性化に貢献していることをPRすることができ、命名権者のイメージアップにつながる。

③ 社会貢献について

本会は、「体協組織として社会貢献すること」を理念のひとつにし、以下のような地域振興、支援活動をおこないます。

活動内容			
拡充	障がい者スポーツ団体をプロスポーツ大会に招待	拡充	障がい者就労施設からの積極的な物品購入
拡充	ケヤキ通り振興会と連携したボランティア清掃	拡充	部活外部指導協力
新規	職員の地域ボランティア活動への積極的参加	拡充	中学生・インターンシップ職場体験受け入れ
新規	小学生や地域住民の施設見学受け入れ	新規	古紙リサイクル提供
拡充	ペットボトルキャップリサイクル提供		
拡充	スポーツ団体への協力		

・地元振興会と連携した地域貢献活動

地域貢献活動として、米子市一斉清掃などへの参加や、米子ケヤキ通り振興会の活動に参加し国道431号のケヤキ通りの清掃活動をおこなうなど地域に貢献する活動をおこないます。

・地域の障がい者スポーツ団体発展への協力

当館がウィークリースポンサーとなっている島根スサノオマジックの試合に障がい者スポーツ団体選手を招待し、「見る」スポーツの提供を通じ、障がい者スポーツの発展へ協力します。



鳥取県ふうせんバレーボール協会
(鳥取県障がい者スポーツ協会加盟団体)
角代表へのチケット贈呈

④ 許可の手続き

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されます。利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例にのっとった手続きをおこないます。



⑤ 交通規制遵守への取り組みについて

鳥取県内の自家用車保有率は全国的に高く、車を運転する機会が多くありますが、公共施設を管理運営する一員として「飲酒運転撲滅キャンペーン」を施設内でも展開し、事故撲滅に向けて取り組んでいきます。

交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準一覧

(公財) 鳥取県体育協会

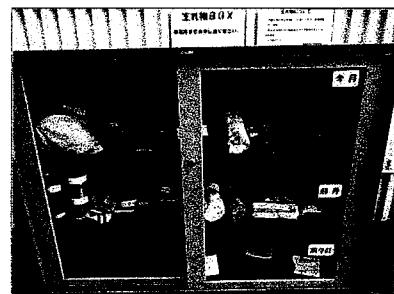
区分		死 亡				著しい後遺症 を伴う傷害				その他の傷害				家屋その他、他人 (法人を含む) の所自損行為等 有物に対する加害			
		免 職	停 職	減 給	戒 告	免 職	停 職	減 給	戒 告	免 職	停 職	減 給	戒 告	免 職	停 職	減 給	戒 告
無免許運転	道交法 (64条)	●				●				●				●			●
ひき逃げ あて逃げ	(72条)	●				●				●				●			
酒酔(酒気帯 び)運転	(65条)	●				●				●	●			●	●		●
最高速度 違反	(22条)	重 過 失 過 失	●			●				●	●			●		●	●
踏切通過 違反	(33条)	重 過 失	●	●			●	●									
信号違反	(7条)	重 過 失	●	●													
追い越し 違反	(28、29、 30条)	過 失					●	●			●	●		●			●
歩行者保護 義務違反	(38、38 の2条)	過 失								●	●			●	●		
通行区分 違反	(17条)	過 失															
徐行義務 違反	(42条)	過 失															
一時停止 違反	(43条)	過 失															
通行禁止 ・制限違反	(8条)	過 失															
横断・転回 ・後退不適当	(25条の 2)	過 失	●	●				●	●			●	●				●
車間距離 不保持	(26条)	過 失															
右・左折違反	(34条)	過 失															
安全運転義務 違反・その他	(70条 外)	過 失															
(備考)	自損行為等には、事故を起こさない場合の酒気帯び運転・最高速度違反も含むものとする。																

⑥ 「忘れ物マニュアル」により、忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

忘れ物の保管・処理方法を徹底します。

- ・忘れ物は、台帳に記入し、適正に管理します。
- ・忘れ物ボックスの設置

ホールに施錠のできる忘れ物ボックスを設置しつつでも目で見て確認できるよう設置します。



●忘れ物(拾得物)フロー

忘れ物発見

- 1 ・忘れ物（落し物）の届け、または職員が発見した場合は、ただちに「忘れ物台帳」に記入すること。（いつ、どこで、だれが拾得したか記入する）

忘れ物の保管

- 2 ・貴重品は、1年間保管した後処分すること。
・高価な物と判断される場合は、警察に届ける。
・現金は、1週間以内に警察に届ける。

忘れ物の処分

- 3 ・衣類、靴、ノート類は6ヶ月保管した後処分すること。
・忘れ物、拾得物は3ヶ月間窓口、エントランス等に置き周知を図ること。（貴重品は、エントランスには置かない）
・警察署への届出及び廃棄処分した場合には、忘れ物台帳に記載すること。

忘れ物の受け取り

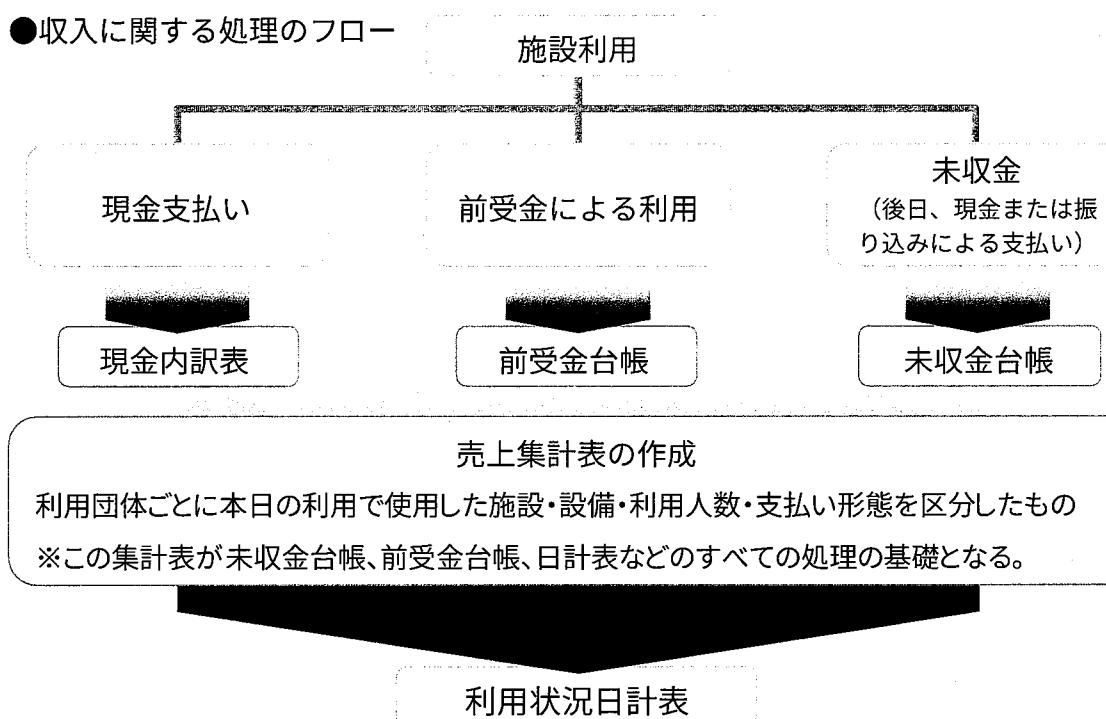
- 4 ・忘れ物を引き渡す場合は、受取人にどんな状況であったのか、よく確認のうえ引き渡すこととし、忘れ物台帳に記載すること。（本人確認のできるものの提示）

⑦ 適切な会計処理

公益財団法人に適用される公益法人会計により会計処理をおこなうとともに、監事2名による年2回の内部監査をおこないます。また、県監査委員の監査も受検します。

ア 当日の利用状況

当日の収入は下記のフローにより処理をおこないます。



イ 当日現金の動き

現金、前受金、未収金でそれぞれの台帳に上げていきます。利用施設、件数、人数、雑収入、イベント、教室など、その日一日で得た収入を各項目にもれなく上げていきます。

|⑧ 館内の禁煙

鳥取県の禁煙施設認定制度に禁煙施設として認定されており、館内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置しています。
(タバコの自販機は設置しておりません)



|⑨ 健康づくり応援

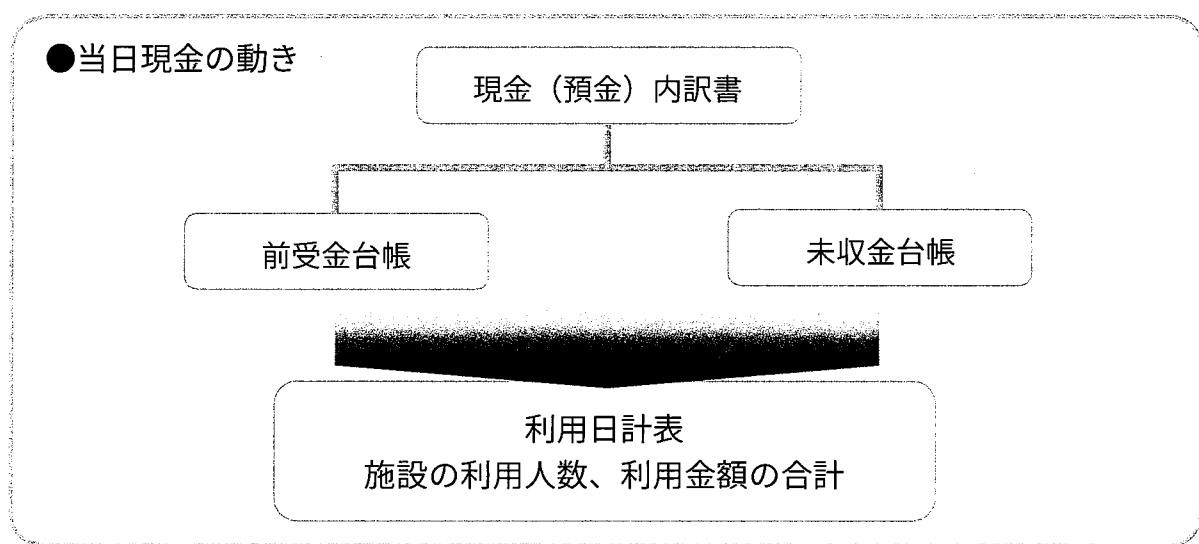
スポーツをつうじて県民が健康で豊かな生活ができるよう、ライフステージに応じた運動プログラムを提供し、県民の健康づくりを応援します。



⑩ 守秘義務の遵守

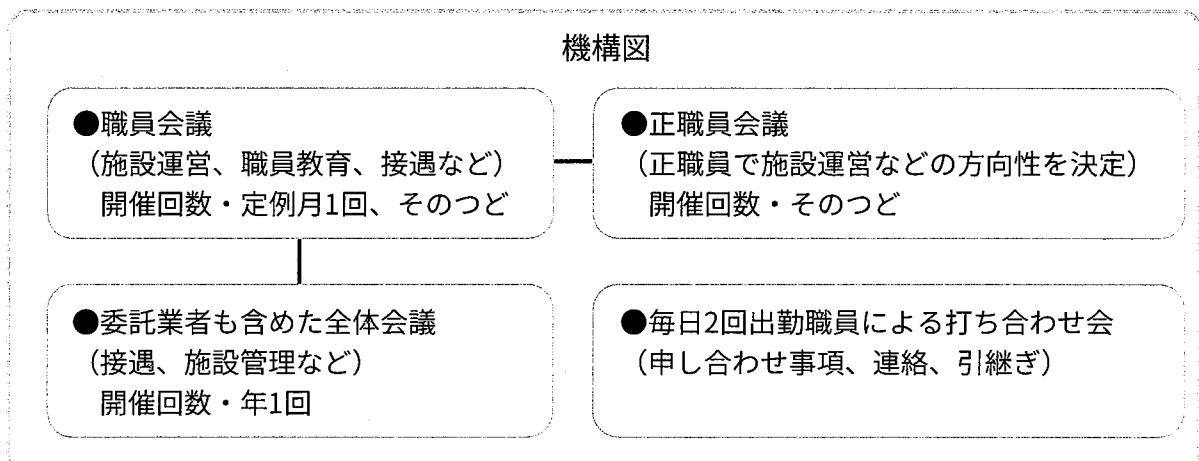
業務上知り得た秘密を第三者に漏らしません。

お客さまおよび職員に関する個人情報、情報公開規程における非開示情報など、守秘義務があります。情報の漏えい等がないように、個人情報は鍵の掛かる場所で保管するなど、管理します。



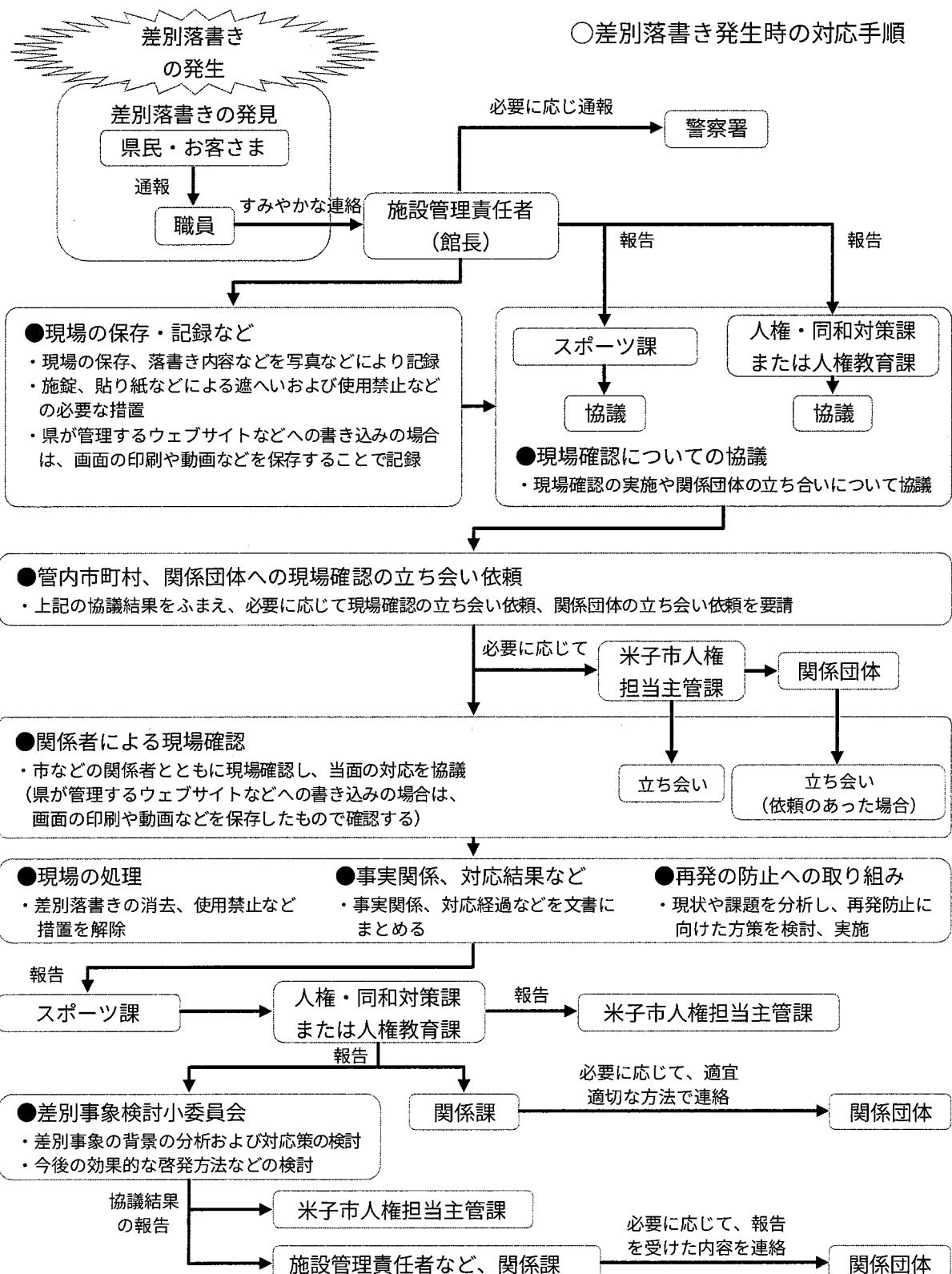
⑪ 内部会議による管理運営効率の向上

毎朝打合せ会をおこない、連絡事項の徹底と職員の意思統一をはかり、時差出勤の職員のために、日報などによる情報伝達での業務の引き継ぎおよび確認をおこないます。さらに、内容に応じて各種の職員会議を実施します。



⑫ 人権に配慮した施設運営

職員研修の実施、啓発ステッカーの貼付による啓発活動、鳥取県が策定した「差別落書き未然防止指針」(平成27年3月改正)により対策をおこないます。万が一差別落書きが発生した場合には、「差別落書き対応要領」(平成27年3月改正)および「差別落書き対応マニュアル」により措置します。



⑬ 実施状況の報告等

業務報告書（毎月翌月 15 日までに提出）、事業報告書（毎年度終了後 30 日以内に提出）、翌年度の事業計画書（毎年 2 月末までに提出）などの指定管理の実施状況報告を確実におこないます。

毎月の利用者数や利用促進策の実施状況、収支状況などに関して、当館自身による内部検査結果などをまとめて県に報告しています。

⑭ 保険への加入

さまざまな災害や事故が発生し、万が一お客様などにケガなどがあった場合の補償として、各種賠償保険に加入します。

スポーツファシリティーズ保険	●施設の設備や構造上の欠陥、管理不備による瑕疵（かし）によるお客様への身体的傷害や物損事故など。
スポーツレクリエーション保険	●自主事業、イベント開催時の事故、ケガなど。
スポーツ安全保険	●教室事業参加者および指導者の事故やケガの発生した場合など。

ア 「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)

施設の管理運営には万全を尽くしますが、万一事故が発生し、管理者に管理責任が発生した場合に円滑な補償などをおこなうため「社会体育施設保険制度」(スポーツファシリティーズ保険)へ加入します。

(ア) 施設所有(管理)者賠償責任保険(免責 5,000 円)

●対人1億円／1事故3億円

●対物1事故500万円

体育施設の欠陥や施設指導員による指導に起因して他人の身体生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

(イ) スポーツ災害補償保険(被災害 1 名につき)

●200万円

体育施設内において保険期間中にその施設の利用者がアマチュアスポーツの練習、競技もししくは指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償規程等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金が支払われます。

(ウ) 昇降機賠償責任

●対人（1名2,000万円、1事故1億円）

●対物500万円

被保険者が所有・使用・管理する体育施設のエレベーター、エスカレーターの設置、運行、管理の不備による事故に起因し、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物（昇降機の積載物を含む。）を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

イ 行事(レクリエーション)参加者の障害危険補償特約付普通保険

自主事業のイベント等には、行事（レクリエーション）保険に加入し備えます。

行事(レクリエーション)参加者の障害危険補償特約付普通傷害保険(29年度加入実績)

保険の種類

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金

通院保険金

保険金額

死亡保険金最大 500 万円

後遺障害保険金最大 500 万円

入院保険金最大日額 5,000 円

手術保険金最大 50,000 円

通院保険金最大日額 3,000 円

ウ スポーツ安全保険の提供

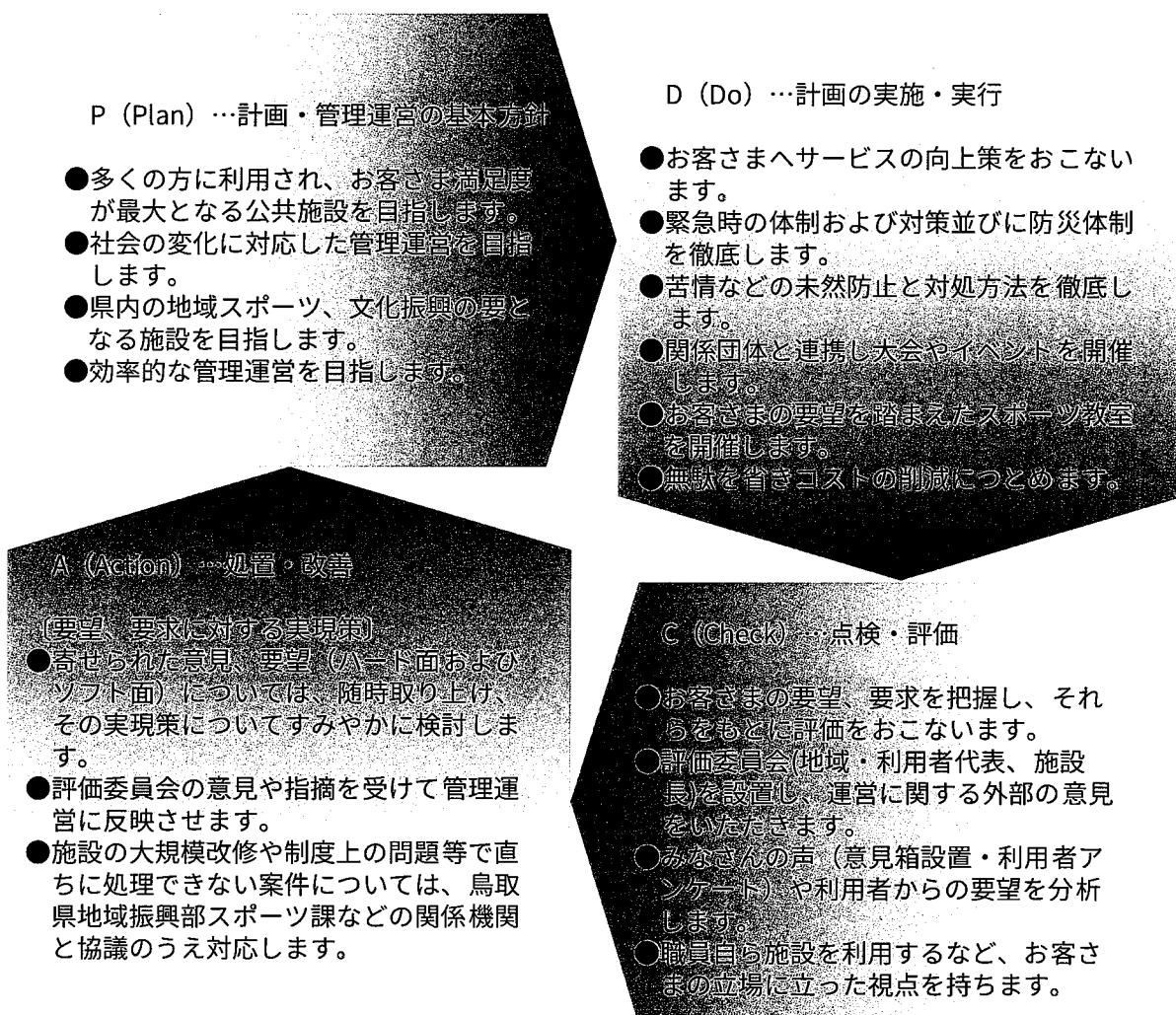
主に当館スポーツ教室に参加されるお客さま、ご利用いただいている団体のお客さま、その他に地域でスポーツ活動をおこなっている方に、公益財団法人スポーツ安全協会で取り扱っているスポーツ安全保険の加入を促進し、制度の PR や加入手続きのお世話をします。

（掛金は平成 30 年 4 月現在）（当館スポーツ教室加入区分例）

加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
子ども 中学生以下 (特別支援学校高等 部の生徒を含む)	スポーツ活動	A1	800円
大人（高校生以上）	スポーツ活動	C 64歳以下	1,850円
	スポーツ活動の指導・審判	B 65歳以上	1,200円

⑯ 管理運営の効果的な実施

PDCA マネジメントサイクルにより、各種管理を効率的におこない、よりよい県民サービスをご提供できるようにします。



⑯ 地産地消型の施設運営

県内需要の拡大、県内業者の活用が求められるなかで、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨をふまえた県内事業者への発注を推進します。

●地産地消の実施例

- 1 消耗品、修繕などの調達に関しては、コスト意識を念頭に置いたうえで県内業者を積極的に利用します。
- 2 外部委託など役務の提供を受ける業者選定は、鳥取県の登録業者から選定します。
- 3 「鳥取県グリーン購入基本方針」にそって、物品等の調達にあたっては、環境に配慮した商品を優先的に購入します。

(17) 職員駐車場の使用料

指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があるとされています。

当館職員が通勤のために車を要する場合は、鳥取県と駐車場借用契約し、施設駐車場に駐車します

(18) 備品の管理

仕様書に従い、

ア 施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行います。

イ 県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還します。

ウ イにより備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理します。

(19) 関係書類の整備

委託業務の実施に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間保管します。